

○共立蒲原総合病院組合議会定例会条例

〔昭和44年10月22日〕
〔条例第2号〕

改正 平成21年3月19日条例第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第102条第2項の規定に基づき共立蒲原総合病院組合議会定例会の回数は、年2回とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月19日条例第2号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。